

施策
37

ごみの減量化と リサイクルの推進

主担当課 環境保全課

基本方針

市民・事業所・行政が廃棄物（ごみ）の排出量削減と再利用・再資源化を図り、『循環型社会[※]』をめざします。

「もったいない」という意識や、一人ひとりがごみの排出者で、自分の問題であるという意識を持つよう啓発することで、廃棄物（ごみ）の発生抑制・再利用・再生利用を推進します。また、不法投棄禁止・ポイ捨て防止の啓発活動を行うことによって、市民の環境美化意識の向上を図ります。

現状と課題

ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図るための7種類14分別収集[※]が定着するとともに、ごみの減量化をPRした結果、一般廃棄物の排出量は平成20年度22,097tから平成22年度20,964tへと年々減少しています。

市民一人一日あたりの排出量も減少していますが、依然として前期目標値712gを上回っています。またリサイクル[※]率も横ばい状態で、目標を達成することは難しいことから、今後取り組みの強化が必要です。

- 資源の分別の徹底を図るための啓発や地域での研修などの取り組みが必要です。
- 五泉地域衛生施設組合[※]が管理する焼却施設・し尿処理施設などの更新について検討を進める必要があります。
- 不法投棄や空缶・たばこのポイ捨てが見られることから、市民意識の向上を図る必要があります。
- 総合的なごみ処理対策として有料化について検討の時期にきています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市全体の一般廃棄物の排出量	22,097 t	21,319 t	20,964 t	18,000 t	市全体から排出された「燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・プラスチックごみ・有害ごみ」の合計
市民一人一日あたりのごみ排出量	815 g	800 g	783 g	700 g	
事業活動により排出されたごみの量	5,148 t	4,817 t	4,931 t	4,200 t	一般廃棄物のうち事業系ごみ排出量
リサイクル率	13.9%	13.6%	13.2%	15.3%	再資源化された量／一般廃棄物の排出量×100
生活の中でごみの減量化に取り組んでいる市民の割合	73.0% (H18)	—	70.4%	80.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 ごみの発生抑制・減量化

市民・事業所・行政にごみの発生抑制（リデュース[※]）と再利用（リユース[※]）について、広報紙やホームページなどを利用して啓発活動を推進します。
また、ごみ研修会を開催して具体的な実践方法を講習します。

・ごみ減量化啓発事業

2 リサイクル[※]の推進

ごみの再資源化（リサイクル）を推進するため、啓発活動を実施し分別収集の徹底を図ります。また、公衆衛生協会と連携して、町内会やグループなどで研修会を開催して、取り組みの強化に努めます。

地域や子ども会などが実施する、空缶・空瓶回収などのリサイクル活動を支援します。

・古紙・紙パックリサイクル事業
・空缶・空瓶リサイクル事業
・ペットボトルリサイクル事業
・分別収集事業

3 廃棄物・し尿の適正処理

廃棄物・し尿の収集運搬は市が実施し、2市1町で構成する五泉地域衛生施設組合で処理をしていることから、本組合と連携して管理体制の強化や計画的な施設整備を図り、環境に配慮した処理を進めます。

五泉地域衛生施設組合から排出される焼却灰の埋立てが終了することにより、新たに県外にある最終処分場に搬出します。

・廃棄物収集運搬事業
・し尿収集運搬事業
・廃棄物・し尿処理施設整備事業

4 環境美化意識の向上と不法投棄の防止

ポイ捨て、不法投棄、野焼きなどのない美しいまちづくりを進めるため、ボランティアによる清掃活動の支援、子どもたちを対象に環境美化ポスターなどを募集し、市民の環境美化意識の向上を図ります。

不法投棄の防止を図るため、市民と一体となった監視体制の整備・強化に努め、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

・清掃活動支援事業
・環境美化ポスター事業
・不法投棄防止事業

5 ごみ処理有料化の検討

ごみの排出量削減と再利用・再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民一人ひとりの意識改革など、循環型社会に向けてごみ処理の有料化を検討します。

・ごみ処理有料化検討事業

市民等との役割分担

- ・ごみの発生抑制・減量化が期待されます。
- ・ごみの再利用・再資源化に取り組むことが期待されます。
- ・ポイ捨て・不法投棄などを絶対しないことが求められます。

施策
38

生活排水の適切な処理と生活衛生の向上

主担当課 上下水道局

基本方針

水環境の保全を進め、快適で衛生的に暮らせるまちをめざします。
計画的な公共下水道の整備や合併処理浄化槽[※]の設置を推進し、生活排水の適切な処理に努め、水環境の改善を図ります。
また、市民の水環境への関心や活動を促すための支援や啓発活動を進めます。

現状と課題

生活排水の処理については、市街地は公共下水道、その他の区域では合併処理浄化槽と区域により方法を分けて整備を進めています。しかし、汚水処理に関する普及率は、平成22年で67.6%と、県内市町村の平均81.3%を大きく下回っていることから、計画的な整備の推進が必要となっています。

- 計画的な下水道整備の推進が課題となっています。
- 周辺環境の改善のため、速やかな排水設備接続の促進が課題となっています。
- 単独処理浄化槽[※]では、し尿以外の雑排水は未処理のまま排水するため、環境への悪影響が大きいことから、合併処理浄化槽への早期切り替えが課題となっています。
- 市民参画による地域ぐるみの水環境への取り組みを進めるため、啓発や支援活動が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
下水道処理人口普及率	53.7%	54.5%	55.2%	60.0%	下水道利用可能人口／総人口×100
下水道接続率	73.1%	73.3%	73.4%	75.0%	下水道接続済み人口／下水道利用可能人口×100
汚水処理人口普及率	64.5%	66.2%	67.6%	70.0%	(下水道利用可能人口+合併処理浄化槽人口)／総人口×100

今後の取り組み

1 公共下水道整備の促進

河川等の将来にわたる水環境の保全や、衛生的で快適な生活環境の向上を図るため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

また、下水道の重要性や役割などの理解を深めるため、啓発活動を推進します。

・汚水管渠整備事業

2 排水設備接続の促進

周辺環境の向上を図るため、家庭から排出される台所排水や風呂水の下水道への接続を促進します。

また、水環境の意識を高めるため、広報活動や見学会を行うとともに、資金面での助成制度を充実し、接続のための支援を行います。

・水洗化支援事業

3 合併処理浄化槽の設置促進

下水道事業認可区域外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや、新規に合併処理浄化槽を設置するための支援を行います。

また、浄化槽の清掃や水質検査などの適正管理については、広報啓発活動を強化します。

・小型合併処理浄化槽等設置整備事業

4 河川等の水質監視

工場排水や生活排水による水質状況を確認するため、河川の水質検査を定期的に行い、汚濁状況の指針となるBOD*などを調査し、環境保全意識の向上を推進します。

・水質検査事業

5 地域が主体の環境衛生対策の推進

地域住民による河川や側溝などの環境美化活動が必要となっています。公衆衛生協会と連携し、市民参加による主体的な取り組みを促進するとともに、清掃用具の貸出しや支給、ボランティア保険の加入などを支援し、環境衛生の向上を推進します。

・生活環境改善支援事業

市民等との役割分担

- ・下水道整備が完了した区域は、速やかに接続することが求められます。
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に、切り替えることが期待されます。
- ・側溝などの清掃活動に対し、自発的に取り組むことが期待されます。
- ・環境衛生活動に対し、地域が協力することが期待されます。

施策
39

安全で快適な道路整備

主担当課 都市整備課

基本方針

日常生活に密着した道路交通環境を整備することで、誰もが安全、快適に暮らせるまちをめざします。

地域相互の交流を促進する高規格道路^{*}や、国・県道の整備充実を関連機関へ働きかけるとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。

現状と課題

市道の延長は約654kmであり、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフライン^{*}としても重要な役割を果たすため、長期的で計画的な整備が必要です。

- 市周辺との観光や物流の軸である国・県道については、交通量の増加に対応したバイパス整備や危険箇所の改善など、広域的な交通体制の整備が必要です。
- バリアフリーなどに対応した改良整備や維持管理が求められていることから、より安全性の高い道路整備を進める必要があります。
- 地域間の交流を促進するため、五泉地区と村松地区の市街地を結ぶ幹線道路の整備が必要です。
- 首都圏等との経済交流などを図るため、磐越自動車道の4車線化の早期完了が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市道整備率	62.4%	62.9%	63.2%	65.0%	整備済み延長 / 市道総延長 × 100
安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合	34.4% (H18)	-	40.7%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目
舗装整備率	72.9%	73.3%	73.7%	76.0%	舗装済延長 / 市道総延長 × 100

今後の取り組み

1 都市計画道路[※]の整備促進

平成20年度策定した都市計画マスタープラン[※]に基づき、都市計画道路の見直しを図ります。

また、都市計画道路は道路網の骨格をなすものであることから、市内の主要道路の整備を進めるとともに、特に環状道路の整備促進と早期完成を図り、交通量の増加に対応した道路機能の強化と都市形成を推進します。

・都市計画道路整備事業

2 一般市道（生活道路）の整備促進

車社会、高齢化時代に対応した有効な道路幅員を確保するための整備を進めます。

また、道路補修については、現場の状況を十分把握しながら、適正な維持管理を行うとともに、危険箇所の早期発見のために道路パトロールを実施し、道路の安全性の確保に努めます。

・市道改良事業
・舗装事業
・舗装補修事業

3 バリアフリー化[※]と安全性の向上の促進

安全で快適な生活道路と通行空間を確保するため、市道を整備する際には、必要に応じて交通安全施設の設置を推進します。

また、交通量の多い道路等には、バリアフリー化、歩道や自転車道を設置するなど安全対策を推し進めるとともに、橋梁の効率的な維持管理を図り、安全な道路空間整備を推進します。

・交通安全施設整備事業
・橋梁長寿命化策定事業

4 市街地間を結ぶ幹線道路の整備の促進

五泉地区と村松地区の市街地間の交流を促進するための幹線道路の整備を促進します。特に、主要地方道新津村松線沿いにある廃線鉄道跡地を活用した道路整備は、合併後の一体感を具現化する事業として、関係機関へ積極的に働きかけ整備を促進します。

・県道改良促進事業
・廃線鉄道跡地活用推進事業
・東南環状線・三本木中野3号線道路改良事業

5 国・県道の整備促進

利便性の向上や地域の活性化などのために道路や歩道の整備の推進と、危険箇所の早期改善など、関係機関への働きかけを促進します。

特に、県都新潟市からのアクセス道路整備や磐越自動車道安田インター及び北陸自動車道三条燕インターへの接続基幹道路整備を関係機関に働きかけ、整備を促進します。

・国・県道改良促進事業

6 磐越自動車道の4車線化の促進

本自動車道は、福島県と新潟県を結ぶ国土開発幹線自動車道として、暫定2車線で全線開通しましたが、大半が対面通行のため重大事故発生による機能低下が懸念されます。また、東日本大震災においては緊急輸送路としての重要性が改めて認識されました。

本路線がその機能を十分に発揮し、「より安全で、より快適な運転しやすい高速道路」にするためにも、関係機関へ4車線化の促進を働きかけます。

・磐越自動車道の4車線化促進事業

市民等との役割分担

- ・道路事業に対する理解と協力が期待されます。
- ・道路の危険箇所などを発見した場合は、速やかに通報することが期待されます。

施策
40

公共交通機関の 利用しやすい環境整備

主担当課 企画政策課

基本方針

マイカーの普及などにより、公共交通を利用する人が減り、公共交通が衰退していることから、公共交通の維持・確保が必要となっています。

公共交通機関を必要としている全ての人々が、バスや乗合タクシー、JRなどを使って気軽に出かけることができる、利便性の高いまちをめざします。

そのため、赤字路線バスへの支援や、ふれあいバス^{*}、乗合タクシーさくら号^{*}の運行支援、公共交通の利用促進等の取り組みを行っていきます。

また、交通結節点としての機能強化のため、五泉駅周辺の環境整備に取り組みます。

現状と課題

市民意識調査の公共交通機関の利便性向上に対する満足率23.8%に対して不満率30.2%と、不満が満足を上回っている状況です。

一方、JR磐越西線や路線バスなどの公共交通機関は、マイカーの普及、人口の減少、通勤・通学需要の減少などの影響に伴い、利用者が減少しています。

- 人口減少や高齢化が進む中、日常生活における公共交通の維持が重要な課題となっています。
- 地球温暖化などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通機関の利用を促進する必要があります。
- 本市の玄関口である五泉駅の交通結節点としての機能強化が課題となっています。
- JR磐越西線の増便と新潟駅への直通本数を増やし、利便性を向上させることが課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
公共交通機関の利便性向上に満足している市民の割合	-	-	23.8%	35.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
五泉駅及び北五泉駅の乗車人数（年間）	663,570人	657,000人	654,810人	675,000人	
ふれあいバス及び乗合タクシーさくら号の利用者数	-	-	113,611人	125,000人	

今後の取り組み

1 公共交通の維持・確保

自家用車など他の交通手段を持たない高齢者や学生、障がい者などのいわゆる交通弱者の利便性を保つため、赤字路線バスへの運行支援や、ふれあいバスや乗合タクシーさくら号の運行に対する取り組みを行うなど、公共交通の維持・確保を図ります。

- 生活路線バス支援事業
- 地域公共交通活性化・再生総合事業

2 公共交通の利用促進

利用が継続されることで持続可能な公共交通となるよう、啓発活動などにより、利用の促進に努めます。

- 公共交通利用促進事業

3 公共交通利用のための環境整備

パークアンドライド駐車場*（公共交通に乗り換えるための駐車場）の整備など、より公共交通を利用しやすくなるような環境整備を促進します。

- 五泉駅周辺整備促進事業

4 磐越西線の利便性向上

利用者の多い通勤通学時間帯の増便や「SLばんえつ物語号*」を活用した磐越西線の活性化に向けて、関係機関と連携を図りながら検討を進めます。

- 北五泉駅券売所管理運営事業

5 五泉駅周辺の整備促進

本市の玄関口である五泉駅の利便性の向上と、交通結節点としての機能強化、にぎわいの再生に向けて駅周辺の一体的な環境整備を促進します。

- 五泉駅周辺整備促進事業

市民等との役割分担

- 持続可能な公共交通となるよう、積極的に公共交通機関を利用することが期待されます。
- 今後の公共交通のあり方に対する検討に積極的に参加することが期待されます。

施策
41

快適な居住環境の整備

主担当課 都市整備課

基本方針

地域の特性や気候風土にあった安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちをめざします。

住宅の性能向上のための支援や、宅地開発時における適正な指導などを行い、住み良い居住環境の形成に努めます。バリアフリーや耐震化などに対応した公営住宅や個人住宅の整備を促進します。

また、市街地と農村地域との土地利用の調和が図られ、相互に機能が補完された一体感のあるまちをめざし、「コンパクトシティ[※]」を基本とし、地域の特性を活かした土地利用を推進します。

現状と課題

持家率は平成20年度現在84.9%であり、県平均73.9%より高い状況にあります。今後、よりいっそう安全性が高く、省エネルギーなどの質の高い住宅や、緑地空間の創出などによる住宅環境の整備が求められています。また、市内民間賃貸住宅の建築は増加していますが、経済的理由等から民間賃貸での入居が困難な人も多く、公営住宅の入居希望者が多い状況です。

新市の都市形成、農用地や森林地域の保全を図るため、都市計画づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン[※]」を策定し、用途地域[※]の見直しを行いました。街並み整備を進めるにあたっては、地域の個性を活かした景観形成を進める必要があります。

- 宅地開発が行われる際には、住み良い環境形成のため地域の特性を考慮した開発指導が必要です。
- 古くなった市営住宅も多いことから、適切な居住環境のための整備が必要です。
- 個人住宅における耐震性能やバリアフリー化[※]が課題となっています。また、人口の減少等により、空き家が増加していることから、有効活用が課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりが求められているものの、市民や事業者の理解を深めることが課題となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
居住環境の整備に満足している市民の割合	20.3% (H18)	—	14.5%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
住宅の耐震化の状況	58.7%	64.5%	65.2%	82.0%	建築年をもとに補正推計（住宅・土地統計調査値）
用途地域内の有効利用率	—	—	87.9%	90.0%	用途地域内の非農地（宅地、道路等）面積／用途地域面積×100
用途地域1haあたりの人口	—	38.3人	37.8人	38.5人	用途地域内人口／用途地域面積

今後の取り組み

1 良質な住宅整備の推進

住宅は豊かな地域社会を形成する重要な要素です。市内建築産業の振興、住みやすい住宅整備のため、住宅建設費の支援を推進します。

また、個人住宅の耐震性・高耐久住宅などへの改修を促進するため、情報提供と建築相談の充実を図ります。省エネ、太陽光発電などの住宅への推進施策の検討を行います。

- ・マイホーム等建設支援事業
- ・建築相談事業
- ・再生可能エネルギー[※]推進事業

2 良好な住環境の形成

新たに宅地造成する際には、住み良い生活環境の形成のため、宅地開発事業者などへの指導や情報交換を行うことにより、道路、排水路、緑地空間の創出などの都市機能の充実を推進します。特に、市街化を推進する地区では、官民一体となつての都市機能の整備を進めます。

また、自然との調和に配慮した街並み景観や住環境水準の向上のため、建築協定[※]等の規制誘導を図ります。空き家等の管理が適正に行われるよう行政指導を行い環境保全に努めます。

- ・宅地開発相談事業
- ・住環境整備推進事業

3 都市計画の推進

無秩序な市街化の拡大を抑制し都市計画マスタープランによるコンパクトな都市づくりを推進するとともに市民への周知を図ります。また、都市計画道路[※]の見直しを行います。

さらに、ユニバーサルデザイン[※]に配慮し、市民が利用しやすい道路や公共施設などの整備を推進します。

- ・都市マスタープラン推進事業
- ・都市計画見直し事業

4 公営住宅の整備の推進

老朽化した市営住宅の居住水準や耐震性の向上と、高齢者や障がい者などへ配慮したバリアフリー化を進めるため、維持修繕と建替え計画を進めます。

また、母子家庭や高齢者等に配慮した優先入居制度を活用するなど、住宅困窮世帯への支援を促進します。

さらに、公営住宅の健全な運営を行うため、家賃収納率の向上に努めます。

- ・市営住宅建設事業
- ・公営住宅維持管理事業

5 個人住宅のバリアフリー化の推進

個人住宅における高齢者や障がい者の自立の支援や、家族の介助負担を軽減するため、安心して快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の補助制度の充実を図ります。

- ・高齢者・障害者等住宅整備支援事業
- ・日常生活用具等給付事業

市民等との役割分担

<市民>

- ・住宅の適正な管理が期待されます。
- ・計画的な土地利用に協力することが期待されます。

<民間住宅関連事業者等>

- ・地域の特性や気候風土に配慮した宅地開発が期待されます。
- ・宅地開発要綱に遵守した開発が期待されます。

施策
42

緑豊かな憩いの場の整備

主担当課 都市整備課

基本方針

緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、潤いのある生活を送ることのできるまちをめざします。

緑化に対する意識の高揚を図るとともに、都市公園や森林公園、河川公園などの規模の大きい公園や、宅地開発による公園などの小規模な公園等の整備を推進します。

また、道路の植樹帯や路肩などの道路緑化、及び公共施設や集落の広場等の緑化に努めます。

現状と課題

都市公園として設置された公園は10カ所59.69haあり、市民一人あたり10㎡を超える敷地面積を有しています。また、河川敷を利用した公園やその他の公園、緑地は約33haあり、緑豊かな郷土です。

公園は、生活を営む上で欠かせない憩いの場であることから、「清流」や「さくら」をキーワードに整備を行ってきました。良好な都市景観の形成や都市の防災的な側面、地球温暖化防止といった環境的な側面からも重要な役割を果たしています。

- 豊かな自然環境を保全するためには、市民と行政が一体となって積極的に緑化を推進する必要があります。
- バリアフリー化[※]や利便性の向上など、市民ニーズに合った公園の再整備や維持などが課題となっています。
- 道路の植樹帯を利用した緑化、公共施設や集落の広場等の緑化の推進に努める必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市民1人あたり都市公園面積	10.55	10.66	10.73	11.00	都市公園面積/総人口(㎡/人)
観桜時における公園の利用者数	102,000人	115,000人	86,000人	100,000人	村松公園の利用者数
公園が安全で利用しやすいと感じている市民の割合	-	-	41.6%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1 緑化意識の啓発

市民や事業者に緑化についての理解を深めてもらうため、広報紙やホームページなどを活用して、緑化に関する知識の普及を図ります。

また、花いっぱい運動や緑を育てる会など緑化を推進する団体への支援を進めます。

- ・緑化推進事業

2 都市公園等の整備の促進

バリアフリー化や利便性の向上など、各公園機能の維持や使いやすさに留意した整備を推進します。

また、村松公園の桜の植樹や育成環境の改善に努めます。

- ・村松公園桜老木更新事業
- ・桜植樹事業
- ・城跡公園整備推進事業

3 河川敷等を活用した公園整備

河川敷公園を、市民が憩いの場として快適に利用できるよう維持管理します。早出川改修跡地を利用した水防及び運動公園の設置について検討します。

- ・河川公園管理事業
- ・水防公園整備推進事業

4 自然や森林を活用した公園整備の推進

水芭蕉や森林などの資源を活かした公園の整備を推進し、自然の森にふれることで生活に潤いを感じられるような憩いの場の提供を図ります。

- ・遊歩道整備事業
- ・小山田花見山維持管理事業
- ・森林公園管理運営事業

5 道路緑化の推進

道路の植樹帯や路肩などの緑化を行い、緑豊かな環境づくりに努めます。

また、「五泉らしさ」を活かした緑化推進のために、芍薬ロード等の適切な維持管理に努めます。

- ・道路緑化管理事業
- ・芍薬ロード維持管理事業

市民等との役割分担

- ・公園を適切に利用することが期待されます。
- ・公園・道路・河川敷の清掃、ボランティア活動などに積極的に参加することが期待されます。
- ・個人の宅地内を緑化することが期待されます。

第5章 「計画の推進」 編

■ 「計画の推進」 編の紙面構成

めざす姿と、今後取り組んでいく方向性についてまとめています。

基本構想・基本計画の実現のために 市民協働と信頼による自立したまち

施策 4.3 市民との協働の推進

主担当課 企画政策課

基本方針

市民の役割、地域の役割、行政の役割について、市民と行政がお互いの役割分担を見直し、お互いが特長を活かして協力し合えるまちをめざします。
行政と市民がどのような形で協働が可能な調査・研究を行うとともに、市民協働のためのルールづくりの検討を行い、協働の土台づくりに努めます。
また、協働に関するセミナー等の開催、情報提供に努め、協働意識の醸成を図ります。

現状と課題

国・県からの権限移譲や情報化の進展、少子高齢化に伴う人口減少など、社会状況が変化している中、市民ニーズも多様化・複雑化していることから、行政だけでは解決できない課題も多くなっています。
しかし、市民アンケートにおける「市民参加が活発なまち」の重要度は平成18年5.2%、平成22年2.6%と市民参加に対する関心が低い状態が続いています。
●これまでの行政と市民の役割分担を見直し、市民と行政が協力してまちづくりを行うため、市民参画意識の醸成を図る必要があります。
●市民と行政の役割分担を明確化し、お互いが持てる力を発揮して協力し合える環境づくりを必要とします。
●環境の世代の一斉退職が終了し、市内に豊富な経験と技能を持った人材の発掘が期待されることから、地域コミュニティや市政運営の中において、その能力が発揮できるように、活動機会と情報の提供などを行う必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市内NPOの法人数	6法人	6法人	6法人	9法人	
企業により委嘱した審議委員の委嘱数	2.2%	1.6%	1.9%	5.0%	企業により委嘱した審議委員等の委嘱件数
市民参画調査の参加率	57.4% (H18)	-	40.4%	50.0%	
ボランティアや自発的活動に参加したことのあつた市民の割合	23.7% (H18)	-	29.2%	40.0%	市民参画調査のアンケート項目

取り組み項目

- 市民協働についての調査・研究
行政の分野別・各業務において、どのような協働が可能なかを、先進事例等を参考に調査・研究を行います。
- 市民協働のためのルールづくり
行政における市民協働に関する指針の策定について検討を行います。
- 市民協働のためのセミナー開催
NPOの活動をけん引している人、ボランティア活動に意欲のある人を対象にセミナーを開催して市民協働意識の醸成を図ります。
- 市民協働のための情報提供
公衆図書館の開催や、ボランティア活動に関する情報を広報紙やホームページに掲載するなど、市民協働に対する環境づくりに努めます。

現状の把握と課題の整理を行っています。

具体的な取り組み項目を挙げています。

計画の進捗状況の目安となる指標を掲げています。